

3号認定

2021年度（令和3年度）

園児募集要項



本園は、平成27年度4月1日から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「幼稚園型認定こども園」です。保護者の方の希望する保育時間や就労状況に応じて、選んでいただく必要があります。それにより手続きや費用に関する内容が異なりますので、十分ご理解のうえ、申し込みをしてください。

- 1号認定とは、幼稚園標準教育を希望する満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児
- 2号認定とは、保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳児・4歳児・5歳児
- 3号認定とは、保護者の就労などで長時間保育を必要とする1歳児・2歳児



学校法人 濱名山手学院
認定こども園 難波愛の園幼稚園

〒660-0893 尼崎市西難波町5丁目8-33
Tel (06) 6482-2206



本園 H.P

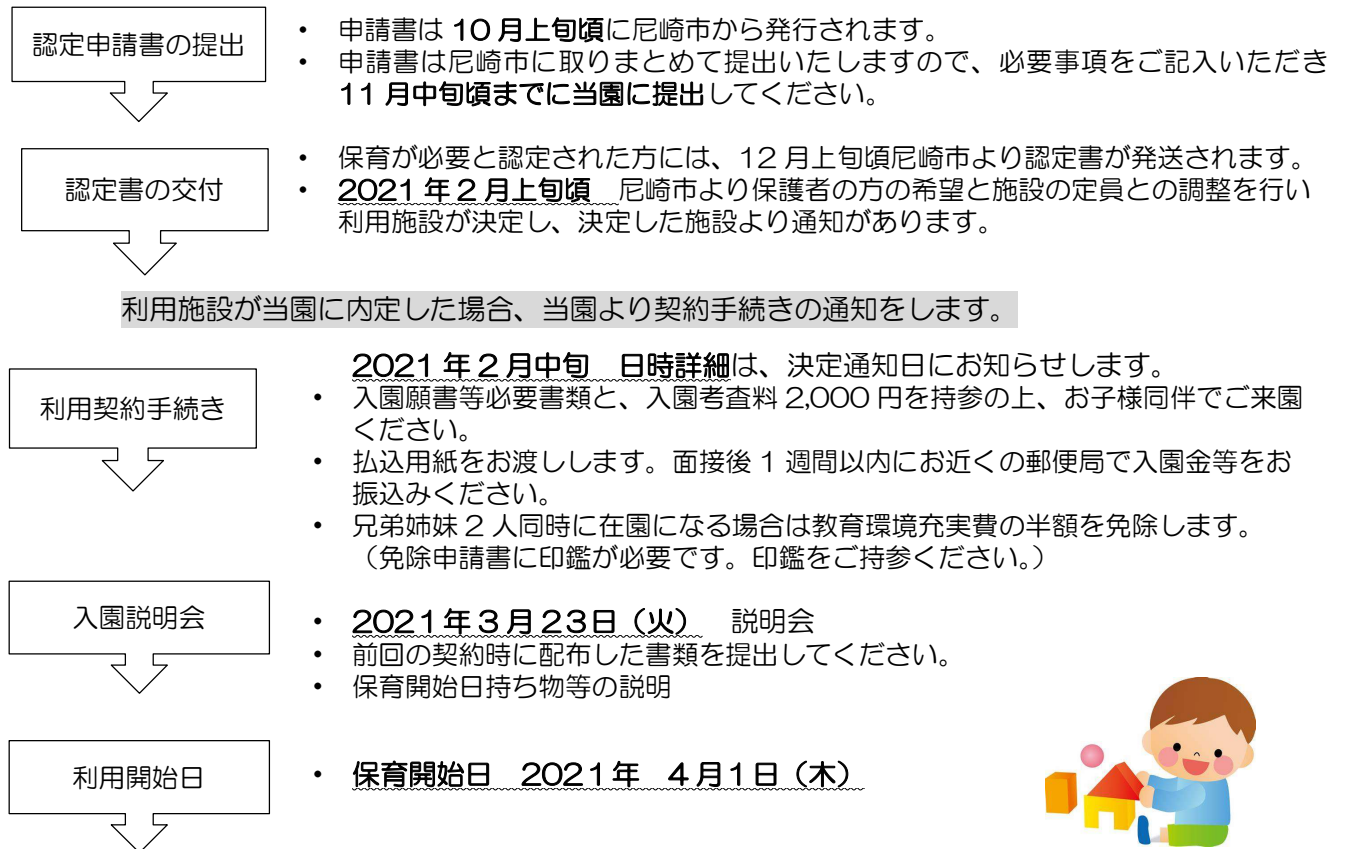


1. 募集年齢及び人数

年齢	該当する生年月日	募集人数
2歳児	2018年（平成30年）4月2日～ 2019年（平成31年）4月1日生	若干名
1歳児	2019年（平成31年）4月2日～ 2020年（令和2年）4月1日生	9

2. 認定手続き・入園手続き

難波愛の園幼稚園をご希望の方は、園を通じて尼崎市に保育の必要性の認定を申請します。



3. 本園に入園されるまでの納入金

納入金の種類	金額	
教育・環境充実費	90,000円	2月中旬の利用契約手続き時（面接）に入園内定者に払込用紙をお渡しします。払込期限は契約後1週間以内です。お近くの郵便局でお振込みください。
教材費（個人持ち・消耗教材費）	7,000円	
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	315円	

- 教育・環境充実費は教員配置の充実や、教育環境の質向上の為の費用となります。教育環境充実費につきましては、兄弟・姉妹2人以上同時に在園になる場合は、2人目からの園児について 教育・環境充実費の1/2を免除します。入園願書提出時に免除申請書を提出ください。（申請書は幼稚園受付もしくは、ホームページ『園からのお知らせ』からダウンロードできます。）
- 入園内定後、保育日までに通園不可能な地域に転勤・転宅される場合に限り、その証明（住民票の写し等）があれば納入金全額を返金致します。



4. 本園独自の毎月の納入金



種別	備考	金額
保育料	尼崎市の決定額	3号利用者負担額表 別紙参照
教育活動費	①を参照のこと	4,000円
保護者会費	保護者総会時決定額 ④を参照	450円

- ① 教育活動費として月4,000円を特定負担額として徴収させていただきます。園外保育費・行事費、冷暖房費、教材絵本代（一斉購読絵本）、などにも充当しますので、年度途中の別途徴収は行いません。
- ② 給食代・おやつ代は3号認定利用者負担額に含まれています。
- ③ 1.2歳児は通園バスの利用ができませんのでご了承ください。
- ④ 保護者会費は月額450円です。保護者会総会時に会費についての金額、内容等を説明します。

5. 進級時納入金

教材費 2歳児に進級時	約6,500円	入園後、3学期に振り込み用紙をお渡しいたします。
3歳児に進級時	約7,500円	
災害共済掛金	315円	2020年度決定額
制服一式 3歳児進級時	約20,000円	一通り揃えた目安の金額です。
靴 3歳児進級時	3,350円	リュックタイプ 園外保育の時も使用します。
靴（上靴・下靴）	1,510円	上靴（保育室等で履きます） 1cm単位
3歳児進級時	2,450円	下靴（登降園時に履きます） 0.5cm単位

6. 延長保育・土曜日保育

【保育短時間認定と保育標準時間認定の延長保育料】

認定時間	保育時間	延長ホーム
保育標準時間	7:30~18:30の間で就労時間+通勤時間	18:30~19:00
保育短時間	7:30~8:30及び16:30~18:30は有料で15分90円	事前予約で300円

土曜日は 8:00~18:00 事前に予定表を提出して頂きます。

- ※ 土曜日をご両親ともに出勤日の方のみ利用可能です。
- ※ 勤務日の就労時間+通勤時間の範囲での保育時間となります。お仕事のない日や、お仕事が早く終わられた日は、家庭保育となりますので、お子様との時間を大切にお過ごしください。

7. 説明会及び施設見学会

下記の日程で幼稚園にて行います。難波愛の園幼稚園の教育方針等についてお話しさせていただきます。入園を検討される方は是非ご参加ください。両日共同じ内容です。いずれか都合のよい日にお越しください。

	月日	【説明会及び保育室見学】
1回目	9月12日（土）	AM10:30~11:30
2回目	9月15日（火）	AM10:30~11:30



3号認定入園対象児

子どもが1・2歳児で（平成30年4月2日～令和2年4月1日生）長時間保育が必要な事由（下記参照）に該当される場合に、認定を申請することができます。

3号認定の方はさらに保育標準時間と保育短時間に分かります。

保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定
月120時間程度の就労をしている保護者をさします。
市より3号認定の中の保育標準時間認定を受けた場合は、
最大利用可能時間が11時間となります。

保育短時間 主にパートタイムの就労を想定
月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の
継続をしている保護者をさします。市より3号認定の中の保育短時間
認定を受けた場合は最大利用可能時間が8時間となります。

3号認定はこんな人が受けられる

- 働いている
（パートタイムや在宅勤務を含む）
- 妊娠中や出産前後
- 保護者に病気や障がいがある
- 親族の介護や看護をしている
- 仕事を探している
- その他 就学、DV、育休など

詳しくは、尼崎市のホームページ
こども入所支援担当 6489-6369 まで

尼崎市の施設型給付を受ける施設の毎月の利用者負担額（保育料）

（単位：円）

階層区分		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯（母子等）	0	0
B2	市民税非課税世帯（その他）	0	0
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）	5,300	5,300
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）	13,200	13,100
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満	21,000	20,800
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満	22,300	22,100
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700	23,400
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300	33,900
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100	35,700
D6	市民税所得割課税額 213,000円未満	49,500	48,600
D7	市民税所得割課税額 257,000円未満	52,200	51,500
D8	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,100
D9	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	71,000
D10	市民税所得割課税額 397,000円以上	93,600	92,200

3号 注 年度の途中で満3歳を迎えた子どもが3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料は満3歳未満の保育料のままです。
保育料は税額控除適用前（住宅借入金等特別控除等）の市民税所得割課税額で算定します。

※ 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所、認定こども園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。（注）年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額が57,700円）については、第1子の年齢は問いません。

